

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 平成30年 5月25日  |
| 【会社名】               | 株式会社リプロセル  |
| 【英訳名】               | ReproCELL Incorporated   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 横山 周史  |
| 【本店の所在の場所】          | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号   |
| 【電話番号】              | 045-475-3887（代表）   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役CFO 白井 大祐   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号   |
| 【電話番号】              | 045-475-3887（代表）   |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役CFO 白井 大祐   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 6,790,000円<br>（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）<br>2,057,790,000円<br>（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。  |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）   |

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

|         |  |
|---------|--|
| 発行数     | 7,000,000個(新株予約権1個につき1株)                     |
| 発行価額の総額 | 6,790,000円                                   |
| 発行価格    | 新株予約権1個につき0.97円<br>(新株予約権の目的である株式1株につき0.97円) |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                                  |
| 申込単位    | 1個   |
| 申込期間    | 平成30年6月11日(月)                                |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                                  |
| 申込取扱場所  | 株式会社リプロセル 経営管理部<br>神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号     |
| 払込期日    | 平成30年6月11日(月)                                |
| 割当日     | 平成30年6月11日(月)                                |
| 払込取扱場所  | 株式会社三井住友銀行新橋支店<br>東京都港区西新橋1丁目3番1号            |

(注) 1. 第14回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成30年5月25日の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は7,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準<br/>本新株予約権の行使価額は、平成30年6月13日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度<br/>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限<br/>「下限行使価額」は当初162円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限<br/>7,000,000株(発行済株式総数(平成30年3月31日現在)に対する割合は10.95%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)<br/>1,140,790,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>         | <p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>   |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p>          | <p>本新株予約権の目的である株式の総数は7,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>   |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p>           | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p>   |

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、293円とする。

### 3. 行使価額の修正

行使価額は、平成30年6月13日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

### 4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 2,057,790,000円<br>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。<br>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金<br>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。              |
| 新株予約権の行使期間                          | 1. 本新株予約権の行使期間<br>平成30年6月12日(当日を含む。)から平成30年10月9日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。<br>2. 市場混乱事由<br>市場混乱事由とは、以下の事由をいう。<br>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合<br>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)<br>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。) |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | 1. 本新株予約権の行使請求の受付場所<br>株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部<br>2. 行使請求の取次場所<br>該当事項なし。<br>3. 行使請求の払込取扱場所<br>株式会社三井住友銀行新橋支店<br>東京都港区西新橋1丁目3番1号   |
| 新株予約権の行使の条件                         | 本新株予約権の一部行使はできない。   |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 該当事項なし。   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当事項なし。   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | 該当事項なし。   |

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本資金調達方法」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本資金調達方法によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達方法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

現在当社グループでは、iPS細胞を事業の中核として、事業領域を「研究支援事業」と「メディカル事業」の2つに分けており、短中期的な事業の柱として研究支援事業を展開しながら、中長期的な成長事業としてメディカル事業を積極的に推進しております。

今回の資金調達では、メディカル事業において新たなiPS細胞による再生医療製品の開発を最大の目的としているほか、調達した資金をインドにおける研究支援事業分野の事業展開にも活用してまいります。

再生医療分野では、世界中で研究開発が盛んにおこなわれており、将来、再生医療製品はグローバルで巨大産業に成長することが見込まれています。経済産業省の試算では、2050年における世界の再生医療関連市場は、製品・加工品及び周辺産業を含め、50兆円規模になると予想されております（注1）。また、日本では「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「薬事法等の一部を改正する法律」が平成26年11月25日に施行されたことで、早期に承認を得ることが可能となり、大手製薬企業を含めた企業による再生医療の事業化に向けた取組みが活発化しております。

当社グループ事業の中核であるiPS細胞は、体の様々な細胞に分化させる事が可能であることから、有効な治療のない難病に対する再生医療に大きな期待が寄せられています。一方、iPS細胞の最大の技術課題は安全性の確保であり、遺伝子変異及び外来因子の残存によるがん化のリスク等が挙げられています。

当社グループでは、遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子やウイルス残存リスクのない、高品質で臨床応用に適したiPS細胞を作製する「RNAリプログラミング技術」（注2）を保有しております。本技術は、上述のiPS細胞のがん化リスクの課題を根本的に克服できる可能性があり、当社グループとしてiPS細胞の再生医療への応用を積極的に進めております。

現在、プロジェクトの一つとして、筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」といいます。）（注3）及び横断性脊髄炎（以下「TM」といいます。）（注4）を対象とした再生医療製品「iPS細胞由来神経グリア細胞」（以下「iGRP」といいます。）の研究開発に取り組んでおります。本プロジェクトでは、平成30年4月に、当社と米国Q Therapeutics Inc.（以下「Qセラ社」といいます。）で合弁会社株式会社MAGiQセラピューティクス（以下「MQ社」といいます。）を設立し、Qセラ社の米国における再生医療製品の技術及びノウハウを取り入れ、開発を加速しております。ALS及びTMの日本における臨床開発及び商業化に関しては当社が独占的なライセンスを付与されており早期の実用化を目指します。さらに、iGRPは、ALS及びTM以外の他の中枢神経系疾患への応用も有望視されるため、これらの新規開発についても、MQ社を通じて行い、適用拡大を図ってまいります。

当社グループは、RNAリプログラミング技術を活用したiPS細胞の再生医療製品の実用化を積極的に進め、中長期的な事業の成長を加速化してまいります。

研究支援事業では、現在、当社グループの日本、米国、欧州の3拠点を活用することで、グローバルに展開しておりますが、今後、新たにインドでも事業を展開してまいります。当社グループは平成30年4月にインドで遺伝子解析サービスを展開するBioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.を完全子会社化し、さらに、アメリカのがんセンター「Fox Chase Cancer Center」ともインドにおいてヒト組織バンクを運営する合弁会社を設立する予定です。

現在インドの人口は約12億人であり、中国に次いで世界第2位の人口数ですが、今後人口はさらに増加し、平成34年には中国を抜いて世界第1位になると予想されています（注5）。また、近年インドは経済成長が著しく、アジアでも有数の経済大国となっています。インドのGDP（購買力平価）の世界に占める割合は、国別に見ると既に日本を抜いて第3位となっており（注6）、インド国内では富裕層・中間層も増加していることから、将来的にさらに巨大な市場になると予想されています。

このような事業環境の下、当社グループでは、日米欧に次ぐ新たな拠点としてインドで事業を展開することで、当社事業のさらなる拡大と成長を加速させてまいります。

今回の資金調達は、上記事業戦略を推進するにあたり必要となる資金を確保することが目的であり、かかる戦略を推進することで再生医療の領域において当社グループの地位を確かなものとする、及びインド進出による更なるグローバル展開により、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

（注1） 出所：経済産業省 平成25年2月 再生医療の実用化・産業化に関する研究会「再生医療の実用化・産業化に関する報告書 最終とりまとめ」より

- (注2) RNA(細胞のたんぱく質合成などに関わる物質)を利用したiPS細胞の作成技術。従来のウイルス等を使ったiPS細胞作成技術と比べ、がん化リスクやリプログラミングを行うために細胞へ導入する因子及びウイルスの残存リスクが無いといったメリットがある。
- (注3) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)とは、体を動かすための神経系(運動神経)が変性してしまう病気で、これに罹ると脳から筋肉に伝わるべき命令が伝わらなくなり、筋肉が痩せていきます。運動神経のみが変性するため、意識や五感には正常であり知能の低下も起きないものの、病状の進行が極めて速く、現在、有効な治療法は確立されていません。日本では指定難病であり、患者数は米国において約3万人、日本において約1万人とされており。
- (注4) 横断性脊髄炎(TM)とは、脊髄の一部分が横方向にわたって炎症を起こすことにより発生する神経障害であり、通常、腰部の痛みや筋肉衰弱、つま先や足の異常な感覚などの症状が突然発症することで始まり、その後急速に、麻痺や閉尿、排便制御の喪失など深刻な症状がみられるものです。原因は特定されておらず、効果的な治療法は確立されていません。患者数は米国において約4.4万人とされており。
- (注5) 出所：経済産業省 平成28年版通商白書
- (注6) 出所：IMF WEO, April 2017

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」といいます。)との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットします。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その32価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「前半コミット期間」といいます。)に、2,500,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットします。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年9月6日(本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して62価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成30年7月26日(本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して32価格算定日目の日)ですが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、当該事由が発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>



前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットに係る義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

#### 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年6月13日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、ディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は162円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

### (3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

### (4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

#### [メリット]

##### 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式数7,000,000株)は、原則として平成30年9月6日までに全部行使(全部コミット)されます。

##### 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成30年7月26日までに、本新株予約権の36%(対象となる普通株式数2,500,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

##### 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は7,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

##### 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

## 〔デメリット〕

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

## (5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

## (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、一般的に、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

## (b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しいとされており、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## (c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までは転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあるとされている一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、

割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権の新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

## 9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,057,790,000 | 10,650,000   | 2,047,140,000 |

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（6,790,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（2,051,000,000円）を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用、法務局登記費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

当社は、iPS細胞医薬品の研究開発、平成30年4月に子会社化したインド企業の取得費用及びそのセットアップ費用並びに研究支援事業に携わる研究開発資金を調達することを目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計2,047,140,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

| 具体的な使途                               | 金額（百万円） | 支出予定時期           |
|--------------------------------------|---------|------------------|
| iPS細胞医薬品の研究開発費用                      | 1,400   | 平成30年6月～平成33年10月 |
| 平成30年4月に子会社化したインド企業の取得費用及びそのセットアップ費用 | 400     | 平成30年6月～平成31年3月  |
| その他の研究開発費用                           | 247     | 平成30年6月～平成35年5月  |
| 合計                                   | 2,047   |                  |

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌取引日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達額が予定より増額となった場合には、上記のiPS細胞医薬品の研究開発費用に充当する予定であります。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、許容可能と判断しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

#### iPS細胞医薬品の研究開発費用

当社グループでは、平成30年のメディカル事業におけるパイプラインの1つとして、ALS（筋萎縮性側索硬化症）及びTM（横断性脊髄炎）を対象とした再生医療製品「iPS細胞由来神経グリア細胞」の研究開発に取り組んでおります。

本プロジェクトでは、平成30年4月2日付で開示を行いました「米国Q Therapeutics Inc.との合弁会社（子会社）設立と合弁会社との再生医療製品に関するライセンス契約締結のお知らせ」に記載の通り、当社と米国Qセラ社で合弁会社としてMQ社を設立し、Qセラ社の米国における再生医療製品の技術及びノウハウを取り入れ、開発を加速しております。ALS及びTMの日本における臨床開発及び商業化に関しては、当社は独占的なライセンスを付与されており早期の実用化を目指します。このための研究開発資金として、平成30年6月～平成33年10月までに1,400百万円を充当することを予定しております。なお、充当方法（当社から直接の充当、MQ社への貸付や出資等を通じての充当等）につきましては未定です。

#### 平成30年4月に子会社化したインド企業の取得費用及びそのセットアップ費用

当社グループの研究支援事業では、グローバルなネットワークを活用して様々な種類のヒト細胞や組織を調達しております。現在、インドの人口は約12億人にのぼり、今後の増加により平成34年には中国を抜いて世界第1位になると予想されております。また、近年インドは経済成長が著しく、アジアでも有数の経済大国となっております。インド国内の富裕層及び中間層も増加しており、将来的にさらに巨大な市場を形成していくと予想されます。

当社は、平成30年4月26日付で開示を行いました「Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載の通り、インド企業であるBioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.を子会社化いたしました。現在、当社グループの拠点は日本、米国及び欧州に既にあるものの、インドに新たな拠点を設立することにより、創薬支援ビジネスに共通するプラットフォームである生体試料の調達を強化するとともに、インドの巨大な市場へ進出することにより事業を加速してまいります。今回の資金調達につきましては、Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.の子会社化に際して使用した自己資金213百万円の補填及び、同社が当社グループの拠点として今後事業を行っていくために要するセットアップ費用（許認可取得費用およびラボ設備の整備など）として平成30年6月～平成31年3月までに合計400百万円を充当することを予定しております。

#### その他の研究開発費用

再生医療用の試薬製品・細胞製品を展開していくためには、生産設備だけでなく、試薬・細胞そのものをGMP（注）に準拠する臨床グレードに引き上げる必要があります。当社グループでは、再生医療向けヒトiPS細胞凍結保存液ReproCryoのように、既に研究用として開発された製品の原材料や製造方法を見直し、再生医療向け試薬として開発・販売を行っております。そのためには、既存原材料を再度見直すとともに、細胞作製プロセスを最適化するための再設計を行い、高いレベルで安全性・有効性を確保できるものにしていくことが求められます。

具体的には、癌化の可能性を含む細胞の除外技術の向上、安全性の向上を目的とした動物由来の成分を極限まで縮小するための研究開発、安全性・有効性を確実に検証するための技術プロセスの構築、開発生産工程に係る効率化の促進などを想定しております。

再生医療用の試薬製品・細胞製品の事業化を実現するために、研究開発の段階からGMP基準をクリアする技術環境を整備することで、再生医療領域において確実な安全性を確保することが可能な知見・ノウハウを高いレベルで蓄積してまいります。この研究開発は、過去数年間取り組んでいるものですが、現時点においても継続的な研究開発が必要なものであり、そのための人件費、消耗品費、試薬費、実験機器費として平成30年6月～平成35年5月までに合計247百万円を充当することを予定しております。

以上の施策を目的として、当社は平成30年5月25日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

（注） 医薬品などの製造において守るべき製造管理・品質管理の基準。患者様が安心して医薬品等を使うように製造業者が守るべき基準で、いつ誰が製造しても高い品質の医薬品が製造されることを目指したものの。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

|             |                       |  |
|-------------|-----------------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称                    | EVO FUND<br>(エボ ファンド)  |
|             | 本店の所在地                | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands |
|             | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。<br>なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。<br>EVOLUTION JAPAN証券株式会社<br>東京都千代田区紀尾井町4番1号<br>代表取締役社長 ショーン・ローソン            |
|             | 代表者の役職及び氏名            | 代表取締役 マイケル・ラーチ<br>代表取締役 リチャード・チゾム  |
|             | 資本金                   | 払込資本金：1米ドル<br>純資産：約24.1百万米ドル   |
|             | 事業の内容                 | ファンド運用金融商品取引業  |
|             | 主たる出資者及びその出資比率        | EVO Feeder Fund 100%   |
|             | b. 提出者と割当予定先との間の関係    | 出資関係   |
| 人事関係        |                       | 該当事項はありません。  |
| 資金関係        |                       | 該当事項はありません。  |
| 技術又は取引等関係   |                       | 該当事項はありません。  |

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年12月31日現在におけるものです。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、iPS細胞医薬品の研究開発費用、平成30年4月に子会社化したインド企業の取得費用及びそのセットアップ費用並びにその他の研究開発費用に係る資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中、当社が平成27年8月31日に第10回新株予約権を発行した際にアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)へ、平成30年1月に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。同時期に、複数社から新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の提案を受け、当社内での協議・比較検討の結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮、過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第10回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先であるEVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、7,000,000株です。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年3月30日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、EVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アールシー(住所:東京都新宿区西新宿4-32-13 代表取締役:中村勝彦)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、本新株予約権1個の払込金額を0.97円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年5月24日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額で決定されていることを判断の基礎としております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数7,000,000株(議決権数70,000個)は、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数63,912,891株及び議決権数639,026個を分母とする希薄化率は10.95%(議決権ベースの希薄化率は10.95%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を別記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は653,950株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数7,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である62価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約112,903株(直近6ヶ月平均出来高の約17.3%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大7,000,000株（議決権70,000個）ですが、本新株予約権は、複数回に分けて行使されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

| 氏名又は名称  | 住所  | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) | 割当後の所有<br>株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) |
|---|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| EVO FUND<br>(常任代理人 EVOLUTION<br>JAPAN証券株式会社)  | c/o Intertrust Corporate<br>Services (Cayman) Limited<br>190 Elgin Avenue, George<br>Town, Grand Cayman KY1-9005<br>Cayman Islands<br>(東京都千代田区紀尾井町4番<br>1号) | -            | -                                 | 7,000,000            | 9.87                                      |
| 中辻 憲夫   | 京都府京都市上京区   | 1,000,000    | 1.56                              | 1,000,000            | 1.41                                      |
| ニプロ株式会社                                       | 大阪府大阪市北区本庄西3丁目<br>9-3   | 1,000,000    | 1.56                              | 1,000,000            | 1.41                                      |
| 横山 周史   | 神奈川県座間市   | 930,950      | 1.46                              | 930,950              | 1.31                                      |
| マネックス証券株式会社                                   | 東京都港区赤坂1丁目12-32   | 659,214      | 1.03                              | 659,214              | 0.93                                      |
| コスモ・バイオ株式会社                                   | 東京都江東区東陽2丁目2-20   | 570,000      | 0.89                              | 570,000              | 0.80                                      |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD<br>AC ISG (FE-AC) | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET<br>STREET LONDON EC4A 2BB<br>UNITED KINGDOM  | 415,036      | 0.65                              | 415,036              | 0.59                                      |
| 株式会社SBI証券                                     | 東京都港区六本木1丁目6番1<br>号   | 351,600      | 0.55                              | 351,600              | 0.50                                      |
| 大和証券株式会社                                      | 東京都千代田区丸の内1丁目9<br>番1号   | 334,000      | 0.52                              | 334,000              | 0.47                                      |
| 松井証券株式会社                                      | 東京都千代田区麹町1丁目4番<br>地   | 333,200      | 0.52                              | 333,200              | 0.47                                      |
| 計   | -   | 5,594,000    | 8.73                              | 12,594,000           | 17.76                                     |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿記載の株式数に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当前の「所有株式数」に係る議決権数（但し、割当予定先については本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,000,000株に係る議決権数70,000個を加算した数）を、平成30年3月31日時点の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である7,000,000株に係る議決権数70,000個を加算した数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月9日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月8日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月8日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年5月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年5月25日)現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リプロセル 本店  
（神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。